

8月25日

## 新型コロナウイルス感染拡大の防止に向けた

### 一宮商工会議所としての対応について

国の新型コロナウイルス感染症対策本部が決定した「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」及び現在の国内や県内での感染の発生状況を踏まえ、一宮商工会議所では、愛知県や日本商工会議所の基本方針に沿って、以下のとおり行動計画を立案しました。この計画に沿って本所職員の皆様は行動してください。是非、趣旨をご理解いただき、感染の拡大を防止にご協力ください。

#### 1. 息苦しさ、強いだるさ、高熱等が発生した場合、ただちに出勤を停止し自宅待機してください。

少しでも体調に異変を感じた時は、検温してください。発熱が確認でき、呼吸困難や倦怠感などの症状を確認した時点で、ただちに出勤を停止、自宅待機を行い、上司に報告をしてください。以降、毎日検温を行い、上司へ報告をお願いします。症状が重いもしくは4日以上、熱が続く場合は、別添フロー図に従い、帰国者・接触者相談センター（一宮保健所）に電話し、相談してください。受診が必要と判断された場合は外来を受診するほか、かかりつけ医等に相談して医療機関を受診することも検討してください。

#### 2. 家族に体調の異変が判明した場合、以下のように行動してください。

同居する家族の中で発熱が発生し、新型コロナウイルスの疑いがある場合、上司への報告にご協力ください。さらに、その家族に新型コロナウイルスが判明した場合、濃厚接触者となりますので、ただちに出勤を停止し、別添のフロー図に従い行動してください。

# 県民の皆さまへ ～新型コロナウイルス感染症が心配なとき～



## 【感染を疑う方】

- ・息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
- ・**重症化しやすい方等（※）**で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合  
 （※）高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方、妊婦の方
- ・上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合  
 （症状が4日以上続く場合は必ずご相談ください。症状には個人差がありますので、強い症状と思う場合にはすぐに相談してください。解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様です。）



あてはまる

一宮保健所  
TEL. 0586-72-0321

帰国者・接触者相談センター（住所地を管轄する保健所）  
に電話（24時間対応）

受診が必要と判断

必要に応じて  
かかりつけ医に相談

専門的な助言が必要な場合

受診が不要と判断

帰国者・接触者外来を受診  
※マスクを着用の上、公共交通機関をできるだけ使わずに

医師が検査必要と判断

PCR検査（愛知県衛生研究所等）

医師が検査不要と判断

陰性

あてはまらない

一般電話相談窓口へ電話

- 住所地を管轄する保健所 一宮保健所  
TEL. 0586-72-0321  
（平日午前9時から午後5時まで）
- 愛知県保健医療局健康医療部  
健康対策課 感染症グループ  
052-954-6272  
（午前9時から午後5時まで（土日祝含む））

自宅で安静

医療機関を受診

※症状が良くならない場合は、  
再度、帰国者・接触者相談センターへ相談

陽性

入院調整

重症・中等症

無症状・軽症

入院（感染症指定医療機関等）

- 重症（人工呼吸・ECMO）：救命救急センター、高度急性期医療機関等
- 中等症（酸素投与等）：重点医療機関、入院協力医療機関

- 無症状・軽症（酸素投与不要）：自宅、宿泊施設等